

貸借対照表、財産目録、勘定科目の論点について

論点	考え方の整理（叩き台）
<p>（資産等の表示方法について） 財産目録における表示の例に見られるとおり、各計算書類における表示の状況は法人ごとに様々であることから、ディスクロージャーの充実と法人の広い意味でのコスト負担とのバランスも考慮しながら、計算書類の標準的な表示例を示していくこととしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPO法人会計基準」の記載例においては、固定資産と消耗品の差異について、重要性が乏しい場合に、活動計算書に一括して費用として計上した場合には、貸借対照表には計上しないとしている。多くの企業や団体においては、法人税法施行令を参考として、長期にわたって使用する一定金額以上の資産を固定資産とみなし、長期とは1年を超える期間、一定金額とは10万円というのが一般的な目安とされており、基本的に同様の考えで差し支えないか（参考資料3-1, 2）。 ・「NPO法人会計基準」及び公益法人会計基準の双方において、固定資産についてはその取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上するとしている（参考資料3-1）。一方、現状では減価償却を行っている法人は必ずしも多くない。このため、手引きにおいては、減価償却の必要性を指摘しておくことが望ましいのではないか。また、多くの企業や団体においては、建物は定額法、建物以外の有形固定資産は定率法で償却するのが一般的であり、基本的に同様の考えで差し支えないか。 ・「NPO法人会計基準」及び公益法人会計基準の双方において、現物寄附を受けた固定資産は、その取得時における公正な評価額を取得価額としている（参考資料3-3）。公正な評価額としては、市場価格、業者による見積額あるいは寄附者における固定資産の帳簿価額等が一般的に考えられるが、基本的に同様の考えで差し支えないか。 ・「NPO法人会計基準」の注解においては、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており、具体例としてはQ&Aにおいて①用途等が指定されている資産、②法人自ら特定資産と指定した資産があげられている。①のうち用途等が指定されている寄附金については、重要性が認められる場合には貸借対照表に計上し、重要性が認められない場合には活動計算書に収益として計上するとなっているが、特定資産全般について同様の整理として差し支えないか（参考資料3-1, 4）。

論点	考え方の整理（叩き台）
<p>（貸借対照表のチェックポイントについて） 現在、収支計算書の次期繰越収支差額と貸借対照表の正味財産合計額が一致しない例など、各計算書類間の不整合な例が散見されることから、今回の法改正による計算書類の体系の見直しを機に改善が図られるよう、チェックポイントといったものを示してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回会議において、中尾委員より、貸借対照表の①「前期繰越正味財産」と前期末の正味財産の一致、②「正味財産合計」と収支計算書の末尾の一致、③「資産合計」と「負債及び正味財産合計」の一致といった基本的な会計処理が出来ていない法人が相当数存在するとの御指摘があったことを踏まえて、第1回配布資料の「資料5 特定非営利活動法人の会計処理の現状について」における調査対象法人の現状を調査したところ、①7.5%、②51.5%、③4.9%という結果であった（参考資料3-5）。 ・ こうした現状に鑑み、手引きにおいては、基本的な会計処理の方法についてチェックポイントとして指摘しておくことが望ましいのではないかと。
<p>（使途等が指定された寄附金の取扱いについて） 特定非営利活動法人では寄附金の取り扱いが重要であり、寄附者の意思が明らかな多額な寄附など一定の場合には、注記ではなく、正味財産の内訳表示をしてもよいのではないかと。あるいは、特に寄附の重要性が高い認定法人についてのみ求めることなども考えられないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1の（使途等が指定された寄附金の取扱いについて）参照。

論点	考え方の整理（叩き台）
<p>（財産目録について） 財産目録における表示の例に見られるとおり、各計算書類における表示の状況は法人ごとに様々であることから、ディスクロージャーの充実と法人の広い意味でのコスト負担とのバランスも考慮しながら、財産目録の標準的な表示例を整理することによろしいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPO法人会計基準」においては、財産目録は、名称、数量、価額等を詳細に表示することとしており、金銭評価ができない資産についても、その物量をもって計上できるとしている。預金についてはその金融機関と預金種別、未収金については関与する者の人数を記載することを様式例で示している。 ・「公益法人会計基準」の運用指針においては、名称、数量、価額のほかに、それぞれの使用目的についても記載することを求めている。預金についてはその金融機関、支店名と預金種別、土地・建物については住所と面積、投資資産については商品名を記載することを様式例で示している（参考資料3-6, 4-3）。 ・現在、預金金融機関名及びその口座番号、電話加入権の電話番号、借入金、未収金及び未払金等の相手方の個人名、社名等を財産目録に記載している法人が相当数存在する（参考資料3-7, 4-3）。個人情報保護の観点からチェックポイントとして指摘しておくことが望ましいのではないか。
<p>（勘定科目例について） 現在の内閣府の手引きには勘定科目の掲載がないが、関係者の利便を考慮し、「NPO法人会計基準」において示されている勘定科目に基づいて掲載することとしてはどうか。その際、分かりやすい例示なども加えてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPO法人会計基準」において、標準的な科目例が示されており、適宜科目の追加・省略ができるとされている（参考資料3-8）。基本的にこれを踏まえることとして差し支えないか。 ・公益法人会計基準においては、投資有価証券等の金融商品を科目例として挙げるとともに、その取扱要領を定めている。 ・経常収益の科目例として、受取寄附金とは別に、受取寄附金振替額を示すこととしてはどうか（使途等が指定された寄附金等の取扱いの検討結果を踏まえて検討）。 ・経常外収益・費用の科目例としては、固定資産売却益・売却損、過年度損益修正益・修正損、災害損失で必要十分か（例えば、固定資産受贈益）。